

○男鹿地区消防一部事務組合消防職員委員会に関する規程

平成8年9月20日

消本訓令第1号

改正 平成17年8月1日消本訓第2号

平成30年12月26日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、男鹿地区消防一部事務組合消防職員委員会に関する規則（平成8年規則第3号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、消防職員委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催時期)

第2条 委員会の開催は、毎年9月とする。ただし、必要により開催時期を変更することができるものとする。

(消防職員の意見の提出期限)

第3条 規則第9条第4項の消防長の定める期日は、委員会開催時期の1ヶ月前とする。

(委員会の意見)

第4条 委員会は、審議の結果を次の区分に分類し、消防長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難と考える。
- (4) 現行通りでよい。

(消防長の処置等)

第5条 消防長は、委員会の意見及び消防長の処置の結果を職員に周知させるものとする。

- 2 消防長は、特別の事情がある場合を除き、委員である職員が委員会に出席するために必要な配慮をするものとする。
- 3 消防長は、職員が委員会へ意見を提出したこと又は委員会の委員として正当な行為を行ったことの故をもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。